

# 公 告

下記のとおり一般競争入札を行います。

令和8年6月1日

一般財団法人海上災害防止センター  
契約担当役 理事長 白石 昌己

## 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 「令和8年度国家石油備蓄基地における海上災害対応能力維持及び強化に関する業務」  
デジタル地区緊急時計画の改訂（付録Iの更新を含む）及びトレーニング
- (2) 業務内容 当センターが作成した「国家石油備蓄基地流出油事故への準備及び対応に関する地区緊急時計画」をもとに作成されたデジタル地区緊急時計画について、当センターが収集した情報等（脆弱図マップ、資機材要目、画像・動画、各種様式等）の改訂及び同デジタル地区緊急時計画を用いて行うトレーニングを行う。
- (3) 契約期間 契約日から令和9年3月1日（月）
- (4) その他 本件は、当センターが委託元から提示のあった契約案件を受託することを条件に実施するものである。

### 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項（資格要件等）

- (1) 一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の全省庁統一資格における「令和07・08・09年度資格審査」において、役務提供等の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 仕様説明を受けた者であること。

※参考「一般財団法人海上災害防止センター契約事務取扱細則第6条、第7条」

（一般競争に参加させることができない者）

第6条 契約担当役等は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第7条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - (2) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
  - (6) この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

### 3 契約事項を示す場所

- (1) 一般財団法人海上災害防止センター 本部事務所 横浜市中区太田町二丁目23番地
- (2) 一般財団法人海上災害防止センター 横須賀事務所 横須賀市新港町13
- (3) 一般財団法人海上災害防止センターホームページ

#### 契約及び入札等に関する問い合わせ先

一般財団法人海上災害防止センター 本部 担当：緒形／広沢 TEL：046-826-3615 FAX：046-884-9762

### 4 競争執行等の日時及び場所

- (1) 仕様書等の交付期間・交付場所  
期 間：令和8年6月1日（月）から同年6月5日（金）までの間（平日8：30～12：00及び13：00～17：00）  
場 所：上記3-（2）に同じ。  
※ 事前に上記担当者に連絡の上、直接または郵送等により仕様書等を受領すること。
- (2) 仕様説明の日時及び場所  
日 時：上記4-（1）の期間中で希望者に対し個別に対応する。  
場 所：上記3-（2）に同じ。（メール・電話対応も可）
- (3) 入札の日時及び場所  
日 時：令和8年6月8日（月）15時00分  
場 所：上記3-（1）に同じ。  
※ 入札書等の提出は、郵送（簡易書留に限る。）を可とするが、上記日時までに必着のこと。

### 5 入札契約保証金に関する事項

免 除

### 6 入札の無効

本公告に示した入札資格要件等に該当しない者が行った入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札方法について

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札書は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- (2) 入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額の切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

8 その他

仕様書等の交付、仕様説明、又は入札参加の各希望者は、遅くとも当センターにお越しいただく各前日12:00までにFAX等にて所属する団体、会社名、住所、連絡先、参加予定者の氏名を上記3の担当者まで通知すること。